

酒田市監査委員 大 石 薫 様
酒田市監査委員 進 藤 晃 様

酒田市長 丸 山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和4年1月26日付監発第63号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課 名	監 査 結 果	措 置 内 容
農政課	<p>指摘事項</p> <p>○補助金等交付手続きが補助金等交付規則、要綱どおり行われていないもの</p> <p>酒田市スマート農業推進事業費補助金の事業者選定にあたり、以下のとおり不備が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 審査基準について 令和2年7月10日の決裁文書では、「企画提案書等を審査した結果、一定の評価基準を満たしているため」選定するとされているが、酒田市スマート農業推進事業に係る公募要領には、審査基準について明文化されておらず、令和2年4月1日で起案されている「公募要領の策定について」でも審査基準については決裁されていない。・ 評価基準について 評価基準として、審査項目と配点	<p>本補助金の交付については令和2年度で終了したが、他の事業で同様のことが無いよう、要綱、要領の作成段階から事業執行に係る手続きに至るまで、係内で相互に確認・共有し合い、細部にわたりチェック体制を強化していくこととした。これにより、規則、要綱等に基づく適切な事務処理を行っていく。</p>

		<p>(200点満点)が記載されているが、満点以外の評点の仕方や、合格ラインを何点とするか等が明記されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査内容について <ul style="list-style-type: none"> 審査結果の記載と決裁(審査員・得点数等)が全くなく、審査されていないまま選定・決定されている。 <p>事業者の選定にあたっては、審査基準等を適切に定め、申請事項の調査及び審査を十分に行い、適正な事務手続きを行うこと。</p>	
農政課	注意事項	<p>○補助金等交付事務手続きが補助金等交付規則、要綱どおり行われていないもの</p> <p>酒田市スマート農業推進事業費補助金の公募要領8(3)で、審査結果は参加者に審査後通知する(令和2年7月10日(金)予定)とされているが、通知に関する決裁がないため、相手方に審査結果を通知していない(公印使用の形跡もなし)。</p> <p>また、市が選定結果通知を出していないにもかかわらず、令和2年7月13日に補助金交付申請書の提出があり、それを受けて令和2年7月15日で交付決定している。</p> <p>補助金等交付手続きにおいては、定められた補助金等交付規則、要綱、公募要領等に基づき適正に行うこと。</p>	<p>本補助金の交付については令和2年度で終了したが、他の事業で同様のことが無いよう、要綱、要領の作成段階から事業執行に係る手続きに至るまで、係内で相互に確認・共有し合い、細部にわたりチェック体制を強化していくこととした。これにより、規則、要綱等に基づく適切な事務処理を行っていく。</p>
農政課	注意事項	<p>○予算の執行が計画的かつ効率的に行われていないもの</p> <p>予算の科目区分を誤って執行しているもの</p> <p>令和3年4月1日に、旧鳥海高原牧</p>	<p>監査での指摘を受け、1月17日以降、再発防止のために調定の科目の確認方法を課内で確認し共有した。特に本件のような契約を伴うケースについては、契約起案の段階で、歳入科目を確認・相</p>

	<p>場の土地及び建物を貸し付ける市有財産賃貸借契約を次のとおり締結している。</p> <p>(貸付物件)</p> <p>酒田市草津字藤平台112-1ほか 土地 52,024㎡、建物14棟</p> <p>(貸付期間)</p> <p>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>(貸付料(年額))</p> <table data-bbox="411 689 879 824"> <tr> <td>土地貸付料</td> <td>196,800円</td> </tr> <tr> <td>建物貸付料</td> <td>4,326,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,522,800円</td> </tr> </table> <p>令和3年4月1日付けで調定を起票し、財産貸付収入(17款1項1目)の普通財産土地貸付収入(1節)として全額納入されているが、建物貸付料(4,326,000円)については、普通財産建物貸付収入(2節)として収入すべきである。</p> <p>予算の執行については、科目区分等を確認した上で適正に事務処理すること。</p>	土地貸付料	196,800円	建物貸付料	4,326,000円	合計	4,522,800円	<p>談することを確認した。また、起票後の決裁においてもチェックの徹底を再確認し、再発防止に向けた対応を行った。</p> <p>なお、本件については、1月中に財政担当課へ科目更正手続きを確認し、2月7日起票、2月10日に科目更正処理を終えている。</p>
土地貸付料	196,800円							
建物貸付料	4,326,000円							
合計	4,522,800円							